

J R 北海道の施設関係工事従事者資格について

[目 次]

1. 資格者の責務等
 - (1) 資格者の責務
 - (2) 資格認定証の取扱い
2. 当協会認定している資格
3. 従事できる他資格
4. 資格取得要件等について
5. 運転適性検査及び医学適性検査
6. 資格の有効期間について
 - (1) 資格有効期間
 - (2) やむを得ない理由により資格の継続講習を受けられなかった者の処置
7. 資格効力停止及び取消し
8. J R 他社認定の資格者取扱い
9. 資格認定の申請に必要な書類等
10. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第 10 条に定める教育の受講について
 - (1) 10 条教育受講対象資格
 - (2) 資格認定講習を受講した者の 10 条教育の取扱い

1. 資格者の責務等

資格の認定を受け資格認定証の交付を受けた者は、以下の責務を全うするとともに、認定証の取扱いについて留意してください。

(1) 資格者の責務

- ・ 資格者は、常に J R 北海道又は当協会において認定、交付された資格認定証所持者としての自覚を持ち、J R 北海道、当協会及び所属会社等の社会的信用を著しく失墜し、名誉を毀損する、又はその恐れのある言動を行ってはならない。
- ・ 資格者は、業務遂行中以外においても、鉄道従事員としての自負を持ち、社会的規範としての品位を兼ね添えるとともに、鉄道内外に関わらず、災害、事故、障害などの事象が発生した場合、又はその恐れのある場合、職責を越えて一致団結し、被害者や弱者の救済、復旧その他の必要な対応に当たらなければならない。
- ・ 資格者は、所持する資格の業務及び責務を全うするとともに、当該資格における業務内容、責務等を常に把握し、その業務に関係する知識・技能を常に有するように、自己啓発に努めなければならない。
- ・ 資格者は、業務遂行にあたっては、当該業務の遂行にとどまらず、一般旅客公衆等に対する安全配慮や、鉄道の安全・安定輸送を優先し、万が一それらに障害を与え若しくはその恐れのある場合には、たとえ業務上不利益である場合においても、すぐに必要な対応や処置を行うとともに、現場代理人、主任技術者等や工事等の責任者などに具申するなどして、業務の改善等に努めなければならない。

(2) 資格認定証の取扱い

- 資格者は、J R北海道との契約において、工事等に従事する場合若しくは打合せ等を行う場合は常に資格認定証を携帯するとともに、監督員等から当該認定証の提示を求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 資格者は、所持する資格認定証について、これをみだりに他人に貸与、譲渡又は売買し、若しくは名義貸し等の不当な行為を行ってはならない。
- 資格者は、交付された資格認定証を紛失若しくは破損した場合、これを速やかに当協会に届け出なければならない。
- 資格者は、資格認定証が不要となった場合には、適正に廃棄又は処分しなくてはならない。
- 資格者は、資格認定証に記載した所属会社に変更が生じた場合は、以下に示す場合を除き当協会にその都度届出なければならない。
 - ①下請会社等から元請会社に一定期間出向する場合。
 - ②重機械運転者及び列車見張員資格認定証の場合。

2. 当協会認定している資格

当協会認定している資格は、[【資格毎に定める資格取得要件等】](#)を参照して下さい。

3. 従事できる他資格

在来線で認定された一部の資格については、在来線・新幹線共通の資格とする。その定めは、営業線工事保安関係標準示方書(在来線)による。

表1：所持資格の他資格への適用区分

	在来線の認定資格を新幹線の資格として認定
在来線認定資格	・ 重機械運転者 ・ 列車見張員 ・ *特殊運転者(MC)

*特殊運転者(MC)は、J R北海道が実施する特状教育を受講することで、特殊運転者(新幹線)の資格を付与できる。

4. 資格取得要件等について

資格毎に開催する講習会を受講し、学力試験、検査に合格したものについて資格認定証を交付します。資格認定の申込に必要な実務経験年数や学歴、受講しなければならない講習会、合格しなければならない検査・試験については、[【資格毎に定める資格取得要件等】](#)を参照してください。

5. 運転適性検査及び医学適性検査

認定を受けようとする資格毎に必要な運転適性検査及び医学適性検査については、[【資格毎に定める資格取得要件等】](#)を参照して下さい。受検すべき適性検査の類別及び種別が、既に受検した運転適性検査及び医学適性検査と同一または下位に相当する場合、適性検査の受検は省略できるものとします。

なお、資格者は、運転適性検査及び医学適性検査とも、後述の有効期間を超過した場合は対応する資格の任務に就く事はできません。

① 運転適性検査

- ・ 資格者は、前回受験日から3年後の受験同月の月末までに受検し合格しなければならない。

② 医学適性検査

- ・ 資格者は、1年度内に1回受検しなくてはならない。
- ・ 講習受講時は医療機関の証明を受け、当協会へ本書を提出してください。(当協会HPより出力される第3号様式とします。[「医学適性検査診断書」](#))

表2：医学適性検査（第3種）の運転関係業務判定基準

項目	判定基準
視力	各眼 0.7 以上又は1眼 1.0 以上他眼 0.5 以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により 0.7 以上に矯正できるもの
色覚	正常なもの
聴力	両耳とも、1,000HZ 又は低音域平均聴力レベルが 40dB 以内、4,000HZ 又は高音域平均聴力レベルが 65dB 以内のもの
その他	正常なもの（所見のないもの）

6. 資格の有効期間について

(1) 資格有効期間

各資格の有効期間は、以下の通りです。

表3：資格の有効期間

資格	有効期間
列車見張員資格 踏切監視員(施設)資格	1年間
その他資格	3年間

(2) やむを得ない理由により資格の継続講習を受けられなかった者の処置

資格者が資格の有効期間内に継続講習を受けなかった場合は、有効期間満了をもって当該資格者の認定されていた資格は失効となる。ただし、災害、病気、法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと、社会の慣習上または業務遂行上やむを得ない用務が発生してことにより継続

講習を受けられなかった場合に限り、当協会は、当該資格者に失効した資格の継続講習及び試験を実施し、継続認定することができますので当協会に問い合わせ下さい。

7. 資格効力停止及び取消し

資格者が、不都合な行為を行った場合、JR北海道は、その資格について一定期間の効力を停止及び取消しをできるものとする。ここでいう「不都合な行為」とは、その責において重大な事故を発生させた場合、または、契約責任者により発生させる恐れがあると認めた場合、業務に関連して重大な法令違反をした場合、反社会的勢力であることが認められた場合及び資格認定もしくはその運用において不正な行為を行った場合等をいう。

8. JR他社認定の資格者の取扱い

他の旅客鉄道株式会社が認定した資格については、それぞれの継続講習を受講し、試験に合格することでJR北海道の資格として認定し認定証を交付する。対象となる資格を表4に定める。

表4：JR 他社認定の資格者取扱い

	継続講習の指導内容について教育を受けることで、JR 北海道の資格として認定
JR 他社認定 資格	・ 工事管理者(在来線)、工事管理者(新幹線) ・ 軌道工事管理者(在来線)、軌道工事管理者(新幹線) ・ 軌道作業責任者(在来線)、軌道作業責任者(新幹線) ・ 線閉責任者(新幹線)、線路検修責任者(新幹線) ・ 土木検修責任者、特殊運転者(新幹線)

9. 資格認定の申請に必要な書類等

資格の認定を申請する者は、(当協会ホームページに掲出している【お申込み必要書類】)に定めている様式に記入して申請を行って下さい。なお、当協会では、必要により反社会的勢力でないことの確認及び賞罰や資格の効力停止等の履歴の提出を求めることがあります。

10. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第10条に定める教育の受講について

下記に示す資格者については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第10条(以下、10条教育という。)に定める教育について、年1回の頻度で受講する必要があります。なお、JR北海道の工事等に従事するにあたり、10条教育の対象となる資格者について前年又は当年の10条教育の受講実績が確認できない場合は、当該資格者として従事することは出来ません。

(1) 10条教育受講対象資格

①列車等の運転に直接関係する作業を行う係員

工事管理者(特)、軌道工事管理者(特)、軌道工事管理者(機)、軌道工事管理者(保車)
工事管理者(線)、軌道工事管理者(線)、踏切監視員(施設)、線閉責任者(新幹線)

②施設の保守その他これに類する作業を行う係員

工事管理者(在来線)、工事管理者(新幹線)、軌道工事管理者(在来線)
軌道工事管理者(新幹線)、線路検修責任者(新幹線)、土木検修責任者

(2) 資格認定講習を受講した者の 10 条教育の取扱い

10 条教育の対象資格については、新規又は継続の資格認定講習に 10 条教育の内容を包含していることから、資格の認定をもって 10 条教育を受けたものと認めることとしています。

対象資格の認定を受けた者が、当該資格で作業に従事しようとする場合は、当協会が年間の 10 条教育の計画を定めて定例的に実施しているので、資格認定後はこれを年 1 回受講してください。